

未来を育む農業担い手育成支援事業

地域農業を支えるあなたの取組みを オーダーメイド型で支援します

1 地域農業を支える組織的な取組み

■ 補助対象者

営農組織、農業者団体、
新規就農者受入組織 等

■ 補助率

3/10 (県2/10、市町村1/10)

*補助対象経費の上限 800万円 等



■ 取組例

⇒地域の生産性向上や人材受け入れの取組みを支援

- ・複数の経営体でドローンを導入し、
地域の防除作業を引受けて生産体制を持続させる
- ・新規就農者で共同利用する農業用機械を導入し、
地域の担い手の安定的確保を目指す。



2 担い手の経営発展の取組み

■ 補助対象者

就農10年目までの認定新規就農者等

■ 補助率

1/2 (県1/3、市町村1/6)

*補助対象経費の上限 500万円

■ 取組例

⇒認定新規就農者等の規模拡大等の取組みを支援

- ・営農初期に必要な農業用機械や施設の導入
(トラクター、スピードスプレーヤー、
園芸用ハウス等)



3 多様な人材の活躍促進の取組み

■ 補助対象者

個人・法人経営体、農業者グループ 等

■ 補助率

1/2 (県1/3、市町村1/6)

*補助対象経費の上限 200万円

*ソフト事業单独の場合は定額
上限:県20万円+市町村10万円

■ 取組例

⇒女性や障がい者の働きやすい環境整備や、
研修・技術習得の取組を支援

- ・障がい者も扱いやすい機械の導入
- ・女性の経営参画促進に向けた研修会の開催や受講



4 担い手の営農定着の取組み

■ 補助対象者

認定新規就農者以外の新規就農者で、
経営継承を予定している者

■ 補助率

1/2 (県1/3、市町村1/6)

*補助対象経費の上限 200万円

■ 取組例

⇒認定新規就農者以外の新規就農者の
経営継承に向けた取組を支援

- ・継承する作業小屋を修繕し、
営農を継続していく



5 県域の取組み

■補助対象者:上記1及び3の取組みのうち、県の広域を対象に活動する者

■補 助 率:上記1及び3の該当する取組みに準じます

補助要件

取組みごとに、次のような補助要件があります。詳しくは公募要領をご確認ください。

① 販売金額または農業所得の増加 / 地域での新規就農者受入数の増加

② 販売金額または農業所得の増加

③ 多様な農業従事者数や多様な人材の従事日数の増加 / 農業者グループの新規設立、団体等の役員数等の増加 等

④ プロジェクト計画の期間（３年）以上の営農継続（経営継承に向けた計画を定めること）

⑤ 上記①または③に掲げる補助要件

応募期間

※市町村の締切は各市町村の農政担当課にお問い合わせください。

令和８年８月７日（金）～ 令和８年９月４日（金）【県総合支庁必着】



応募に必要な書類

◆ プロジェクト計画（実施要領 別記様式第１号～第４号の該当する様式）

◆ 事業実施計画書（実施要領 別記様式第６号）

◆ サポート体制計画書（実施要領 別記様式第１４号）

◆ その他関係資料（収支計画、資金計画、機械・施設の規模決定に関する資料 等）

お問い合わせ先		
担当課名	所在地	電話番号
村山総合支庁農業振興課（地域農政担当）	山形市鉄砲町二丁目19-68	023-621-8141
最上総合支庁農業振興課（地域農政担当）	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課（地域農政担当）	米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課（地域農政担当）	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5518
山形県庁農業経営・所得向上推進課 （農業担い手・所得向上推進担当）	山形市松波二丁目8-1	023-630-2464